

第 4 号 議 案

2027年度 事業計画及び収支予算についての暫定処置

2027年度事業計画及び収支予算については、定款第43条第2項および第3項の規定により、暫定処置をとる。すなわち第18回定時社員総会（2027年4月1日～6月30日に開催予定）において、事業計画および予算が承認されるまで、2026年度事業計画および収支予算に準じて事業を実施し、実行された収入支出は、新たに成立した2027年度収支予算の収入支出とみなす。

以 上